

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会諸謝金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、宮古島市社会福祉協議会が主催する研修等における諸謝金の支給について必要な事項を定める。

（謝金額）

第2条 諸謝金の額は別表に定める。

（その他）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は役員会で協議して決定する。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 5 年 11 月 22 日から施行する。

別表

種別	金額（上限・消費税込み）	摘要
委員会出席謝金	1 日当たり 3,000 円以内	
講演会等講師謝金	1 日当たり 10,000 円以内	研修等含む
大学教授講師謝金	1 日当たり 15,000 円以内	
長寿大学講師謝金	1 日あたり 8,000 円以内	
上記以外の謝金	1 時間当たり 2,500 円以内	